

## 母子家庭への手当について

### 【内容】

母子家庭となって3人の子供がいればかなり高額の手当てがもらえると聞いたことがあります。そのような中、不正な申請について注意を払う必要があるのではないのでしょうか。

### 【回答】

離婚・死亡・遺棄などの理由で父親と生計を同じくしていない母子世帯等の生活の安定と自立を促進するための手当として「児童扶養手当」があります。18歳以下の児童が3人いる場合には、最高で月額49,720円の手当てを受けることができます。

不正な手当の受給については、日頃から民生委員さんとも連携をとりながら状況の把握に努めていまして、必要に応じて訪問調査等も行っており状況の確認をしています。

また、毎年8月にはすべての受給資格者から現況届を提出していただき、本人から状況の聞き取りを行っています。

不正に児童扶養手当を受給していた場合は、過去に遡ってその事実が発生した時点からの児童扶養手当を返還してもらうことになります。

罰則 偽りその他不正の手段により手当を受けた者は、3年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処せられます。(児童扶養手当法第35条)。

(担当：市民課)